

## 上級職場適応援助者養成研修の受講の優先順位

- 当機構が行う上級職場適応援助者養成研修は、「職場適応援助者助成金」(注1)を活用した訪問型職場適応援助又は企業在籍型職場適応援助を行うことが見込まれる事業所に所属し、かつ、受講申請時点から過去5年以内に訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人に認定されたことがある法人に現在所属する方、又は、企業在籍型職場適応援助者助成金受給資格認定法人に認定されたことがある事業主に現在所属する方を優先して受講を決定します。
- 職場適応援助者助成金の活用予定がない場合であっても、以下の優先順位により、研修を適切に実施できる範囲で受講を決定します。
- 研修には事例検討、演習を中心としたカリキュラムが多く含まれるため、受講希望者数が研修が適切に実施できる人数の範囲を超える場合は、優先順位1であってもやむをえずお断りをする場合があります。また、複数名の申請をされた事業所に対して人数の調整を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

受講申請の受理の優先順位	各優先順位に該当する方の詳細
1	<p>次の(1)と(2)の<b>いずれにも</b>該当する方</p> <p>(1)現在所属する法人又は事業所において、職場適応援助者助成金(注1)の活用予定がある方</p> <p>(2)受講申請時点から過去5年以内に、訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人に認定されたことがある法人に現在所属する方、又は、企業在籍型職場適応援助者助成金受給資格認定法人に認定されたことがある事業主に現在所属する方</p>
2	<p>次の(1)と(2)の<b>いずれにも</b>該当する方</p> <p>(1)現在所属する法人又は事業所において、職場適応援助者助成金(注1)の活用予定はないものの、研修修了後に上級職場適応援助者としての業務(注2)を予定している方</p> <p>(2)障害者就業・生活支援センターに所属している方又はその法人の代表者</p>
3	<p>次の(1)と(2)の<b>いずれにも</b>該当する方</p> <p>(1)現在所属する法人又は事業所において、職場適応援助者助成金(注1)の活用予定はないものの、研修修了後に上級職場適応援助者としての業務(注2)を予定している方</p> <p>(2)次のイとロの<b>いずれかに</b>該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 障害者就業・生活支援センター以外の障害者の就労支援を行う法人等(注3)に所属している方又はその法人の代表者</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業所(注4)に所属する方又はその法人の役員</p>
4	<p>次の(1)～(4)の<b>いずれにも</b>該当する方</p> <p>(1)現在所属する法人又は事業所において、職場適応援助者助成金(注1)の活用予定していない方</p> <p>(2)現在所属する法人又は事業所において、研修修了後に上級職場適応援助者としての業務(注2)を予定していない方</p> <p>(3)現在所属する法人の利用者または所属する事業所で雇用する障害者(注4)に対する職業指導、作業指導、職場定着等に関する業務をより効果的に実施するために、研修により上級職場適応援助者としての知識・技能を修得することを必要としている方</p> <p>(4)次のイとロの<b>いずれかに</b>該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 障害者の就労支援を行う法人等に所属している方又はその法人の代表者</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業所(注4)に所属する方又はその法人の役員</p>

(注1)「職場適応援助者助成金」とは当機構による訪問型職場適応援助者助成金、企業在籍型職場適応援助者助成金を指します。詳細については、最寄りの都道府県支部(当機構)にお問い合わせください。

(注2)「上級職場適応援助者としての業務」とは、以下のような業務を指します(※職場適応援助者助成金を活用した業務は除く)。

- ・ 地域の関係機関、企業に対する障害者の就労支援ノウハウの共有、支援手法に関する相談・助言
- ・ 地域の障害者に対する雇用前から雇用後までの一貫した伴走型支援(関係機関とのコーディネートを含む)
- ・ 地域の企業に対する障害者雇用前から雇用後までの一貫した伴走型支援(関係機関とのコーディネートを含む)

(注3)「障害者の就労支援を行う法人等」とは、障害者の就労支援を行うことが定款やパンフレットに明記されており、受講申請の時点で就労支援を実施している法人です。

(注4)「障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業所」とは、国等の機関や利用者としての雇用契約を行う就労継続支援A型事業所は含まれません。